

クラウド型 ID 管理サービスの利用事業者及び提供事業者の皆様へ

令和 6 年 月 日
個人情報保護委員会

複数の大学における漏えい事案を踏まえたクラウド型 ID 管理サービスを利用する場合の個人情報保護法上の安全管理措置に関する留意点について(注意喚起)

今般、クラウド上で ID 及びアクセス管理等のサービスを一元的に提供する「クラウド型 ID 管理サービス (IDaaS: IDentity as a Service)」を利用する大学において、本来、相互閲覧を意図していない大学内の教職員や学生等ユーザー間で長期間にわたり個人データである氏名及びメールアドレスが閲覧可能な状態であったという事態が発覚しました。本事態は複数の大学で発生し、当委員会に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 26 条第 1 項に基づく漏えい等報告が提出されました。

このような事案は、当該サービスを利用していた個人情報取扱事業者が、当該サービスの仕様や追加された機能を理解・認識していなかったため、その ID 管理に関し、適切なアクセス制御を実施していなかったことが原因となり発生したものです。

クラウド型 ID 管理サービスを利用する個人情報取扱事業者におかれましては、特に個人データに関連する仕様を十分に理解した上で、機能追加や変更について、常に最新の情報を取得し、安全管理措置の観点から、個人データの意図しない漏えいを防止すべく、適切な設定を実施するようお願いします。

また、クラウド型 ID 管理サービスを提供する事業者におかれましては、個人データに関連する仕様、機能追加及び変更について、できるだけ分かりやすい方法・表現を用いて利用事業者への情報提供を実施していただくようお願いします。クラウド型 ID 管理サービスは、企業等が導入する場合には、多くは、従業者間での利用となるため、仮に意図しない相互参照ができたとしても、個人データの漏えいとはならない場合が通常です。これに対し、大学等では、従業者（教職員等）のほかに、学生・卒業生等も同じグループの参加者として利用している場合があります。この場合、グループ内での情報共有等を目的に導入していたとしても、大学等が意図しない中で、従業者には当たらない学生・卒業生等の参加者において、個人データの閲覧ができる事態は、個人データの漏えいになり得ますのでご留意願います。

以 上